


1 災害弱者の避難計画をつくるために
～いま、私たちにできること～



平成31年3月
豊見城市 障がい・長寿課
一般社団法人ADI災害研究所
(沖縄県災害時要支援者避難計画推進事業アドバイザー)

2 東日本大震災の特徴

- 65歳以上の死者数 全体の約6割
- 障害者の死亡率 全体の約2倍
- 消防職員・団員の死者・行方不明者数 281名
- 民生委員の死者・行方不明者数 56名

災害弱者に被害が集中

多数の支援者も犠牲に・・・

3 災害対策基本法の改正のポイント

- 東日本大震災後、平成25年に災対法が改正され、各自治体において「避難行動要支援者名簿」の整備が義務付けられ、災害に備え、平常時から避難支援関係者へ外部提供することが望ましいとされた。
- また、避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者一人ひとりが「避難支援プラン」を作成し災害に備え、地域で共有することが望ましいとされた。

4 「避難行動要支援者」とは・・・

「避難行動をするうえで、支援を必要とする者」のこと⇨「災害弱者」

- 生活基盤が自宅にある者で、以下のような方々

区分	程度
要介護認定	3以上の者
身体障害者手帳	1級または2級の者 (視覚、聴覚、肢体機能障害)
療育手帳	A1またはA2の者
精神障害者保健福祉手帳	1級の者
その他、特別な事情で避難支援を希望する者	

※豊見城市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)より

5 「避難行動要支援者名簿」とは・・・

- 災対法を根拠に、市町村が情報を収集し、避難行動要支援者の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・要介護度や障害の程度等が記載された名簿。
- 災害に備え、平常時から、市が避難支援関係者へ外部提供することが望ましいとされた。

「避難支援プラン」とは・・・

- 避難行動要支援者自身が作成すべき避難計画。
- 災害に備え、平常時から、本人が希望する方々の間で、共有することが望ましいとされた。

別紙「豊見城市避難行動要支援者 避難支援プラン（個別支援計画）」参照

6 災対法改正後、熊本地震発生

- 発生日時 平成28年4月14日 21時26分
- 地震規模 M6.5 (熊本県益城町においては震度7)
- 人的被害 死者272人 負傷者2,808人
- 物的被害 全壊約8,700棟 住宅被害計20万棟




7 しかし、取組不十分...

熊本県A町

名簿を準備していたが、地震後、役場に入れず、5月上旬まで閲覧することができなかった。また、平常時から名簿の外部提供も行っておらず、医療団体が避難所を回るなどして安否を確認した。

熊本県B町

「今回の地震で名簿の重要性に気付いた。今後、避難支援プランの策定を進めていきたい。より多くの対象者の事前同意を得て、名簿を平常時から避難支援等関係者に提供していればもっと活用できたのではないか。」



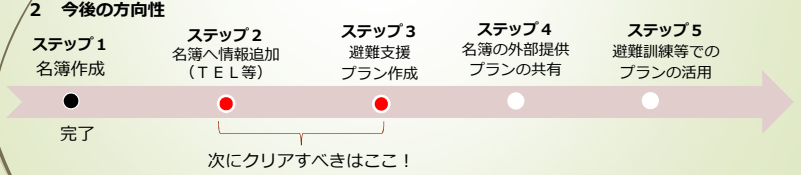
(名簿を安否確認に活用した自治体の職員)

8 豊見城市の現状と今後の方向性

1 現状

	作成	平常時からの備え
避難行動要支援者名簿	○	× (外部提供)
避難支援プラン	×	× (共有)

2 今後の方向性



次にクリアすべきはここ！

9 豊見城市での取り組み

平成29年1月
避難支援プランの作成及び
名簿とプランの外部提供の同意確認の依頼文書送付
(避難行動要支援者 当時約1,100人あて)

豊見城市 → 同意書送付 → 避難行動要支援者
← 返答 ←

返答率 1割...

10 避難支援プラン 返答率1割の原因

- 制度内容が難しく、理解が進まないため
- プラン作成の支援体制が整っていないため

避難行動要支援者一人ひとりに制度説明とプランの作成支援を行いたい。

しかし 避難行動要支援者約1,500名分のプラン作成支援を、市だけで行うのは、現実的に厳しい・・・

11 災害対策についての基本的な考え方

市が所有する災害時資源 (H30時点)		市の人口 約64,000人	市民1人あたりの資源台(人)数	
消防車(※1)	4台		0.00006台	
救急車	4台	0.00006台		
消防士	58人	0.0009人		
役所職員(※2)	358人	0.006人		

※1) 単独で消火活動が可能な車両のみ ※2) 臨時職員等を除く

12 福祉のプロと地域が協力する事例 (大分県別府市の取り組み)

- ①相談支援員が、対象者に聞き取りを行いながら避難支援プランを作成
- ②自治会や自主防災組織など地域の方の意見をプランへ反映
- ③地域の避難訓練に参加し、避難支援プランに基づいた避難方法の練習

③実際の避難訓練の様子

参考) NHKハートネット福祉情報総合サイト「災害時の高齢者・障害者の避難「2倍の死亡率」を繰り返さないためには？」
<http://www.nhk.or.jp/heart-net/article/10/>

13

避難支援プランの作成支援とは・・・

①声かけ、制度概要説明、基本的事項の代筆

避難行動要支援者へ声かけし、制度の概要を説明、プランの各項目について、記入を行う（**プラン様式おもて面に関する事**）

★重要★

原則として、ケアマネ、相談支援員、民生児童委員、自主防災組織、自治会の方は、プラン上の避難支援者にならないでください

②避難支援者とのマッチング等

災害時に支援者となってくれる方とのマッチングや避難経路などについてのコーディネートを行う（**プラン様式うら面に関する事**）

※原則として、家族や災害時に頼れる知人等を避難支援者として登録してください

14

それぞれの立場で行ってほしいこと

○避難行動要支援者本人

①～④の優先順位で避難支援プランの作成支援依頼をする。

※実効性を高めるために、複数名での作成をおすすめします。

その①

家族や災害時に頼れる知人等

その②

担当ケアマネジャー・相談支援員

その③

民生・児童委員、自治会等

その④

豊見城市障がい・長寿課

15

それぞれの立場で行ってほしいこと

○ケアマネジャー
相談支援員

①～③の順で作成支援を行う。



その① **最重要！！**

受け持っている方で、避難行動要支援者に該当する方がいれば、作成し市へ提出するよう促す。訪問の度に！

その②

要支援者の家族又は頼れる知人などに作成支援者がいない場合は、業務などに支障のない範囲で作成支援をする。

作成支援の目安はプラン様式おもて面まで（スライド13枚目①参照）だが、避難支援者が親族の場合などマッチング等の調整が不要または容易であるときは、うら面まで作成支援。

その③

作成支援を終えたら、障がい・長寿課へ提出。

16

それぞれの立場で行ってほしいこと

○民生・児童委員、
自治会
自主防災組織

①～③の順で作成支援を行う。



その①

市はケアマネ・相談支援員から引き継いだプランを、社協経由で民生・児童委員へお渡しするので、対象者への訪問等により引き続きプラン作成支援を行う。作成支援の目安はプラン様式うら面（スライド13枚目①参照）だが、引き継いだプランのおもて面に未記入の箇所があれば、可能な限り空欄を埋める。

その②

民生・児童委員は単独での支援が難しい場合は、自治会や自主防災組織へ相談を行う。


その③

民生・児童委員はプランがひととおり完成したら社協へ提出する。プランの作成支援ができない場合も、プランを社協へ差し戻していただいて構いません。

17 豊見城市が行うこと

○障がい・長寿課

①②の順で作業を進める。③は随時行う。④はなるべく早めに行うよう努める。

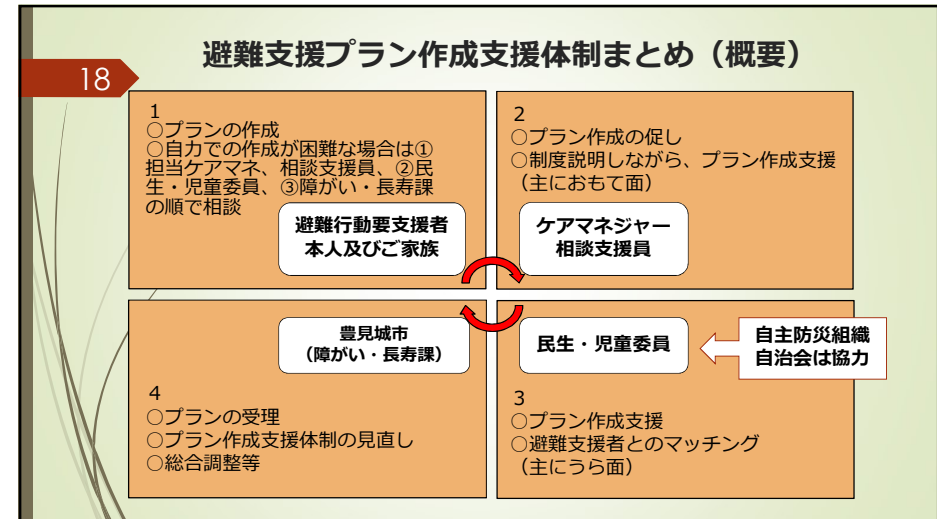


その① ケアマネ・相談支援員から提出のあったプランを社協経由で民生・児童委員に引き継ぐ。

その② 民生・児童委員のプラン作成支援完了後、社協経由で、プランを受け取ったら、市が写しを保有し、原本を本人宛書留郵便にて送付する。その際、プランを避難支援者間や地域で共有するよう案内をする。

その③ プランの作成について、支援者がいない方の支援を行う。

その④ 避難行動要支援者名簿を避難支援関係者へ外部提供し、平常時から災害に備える。



19 地域が協力して避難支援プラン作成支援体制を構築するにあたり、重要なこと

地域の皆様それぞれが忙しい。プラン作成支援依頼は、あくまで協力願いであり支援を強制するものではない。

プラン作成支援体制は、作成をする上での道筋を示すもので、必ずしも、このとおり進める必要はない。

災害発生時、自身の安全確保が最優先であり、避難支援プランの作成支援をしたり、避難支援者になったとしても、**避難支援を法的に義務付けるものではないし、法的責任を何ら負うものではない。**

20 その他お知らせ

① ホームページ開設

アクセス方法：市HP内の検索バーにて「災害弱者」と入力し検索。
掲載資料：制度概要説明資料、プラン様式及び記入例、周知用ポスター、避難所一覧、この説明会のスライド及びトークシナリオ等。

② 避難支援プラン様式等

H/P掲載のほか、障がい・長寿課及び社協窓口にも設置。

③ 障がい・長寿課からの案内

平成31年度、早い時期に、提出のない避難行動要支援者全員に対し、プラン作成の案内通知を送付する予定となっています。

21

- 「避難支援プラン作成支援体制」についての疑問
- 計画作成支援を実際に行う上で生じた疑問
- 「避難行動要支援者制度」全般に関する質問 など

【お問い合わせ】

TEL : 098-856-4292 (避難行動要支援者担当)
E-mail : kaigo-g@city.tomigusuku.lg.jp

※メールでのお問い合わせの場合は件名に「避難行動要支援者について（問い合わせ）」と記載をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

